資料４

令和７年３月３日

第１２期第３回北海道海面利用協議会

議題３　免許不要のゴムボートについて（北海道運輸局 船舶産業振興官）

昨今問題となっているミニボートユーザーのマナー違反のほとんどが、船舶検査を受けている船（PWC・漁船含む）の航行を妨げたり、片道燃料しか搭載してなく沖で海保に救出されたりと無知な方によるマナー違反が顕著であり、国土交通省にも漁業者やボートユーザーからホットラインステーションを通じクレームが寄せられており、状況は理解しているつもりです。

ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。
しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。
国土交通省においても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。

国土交通省としましては、これらの活動を通じて、ミニボートユーザーのマナー向上を図り、漁業関係者とミニボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。